

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針

前文

第1 定義

- (1) 動物実験等
- (2) 実験動物
- (3) 研究機関等
- (4) 研究機関等の長
- (5) 動物実験計画
- (6) 動物実験実施者
- (7) 動物実験責任者

第2 研究機関等の長の責務

1. 研究機関等の長の責務
2. 機関内規程の策定
3. 動物実験計画の承認
4. 動物実験計画の履行結果の把握

第3 動物実験委員会

1. 動物実験委員会の設置
2. 動物実験委員会の役割
3. 動物実験委員会の構成

第4 動物実験等の実施

1. 科学的合理性の確保
 - (1) 適正な動物実験等の方法の選択
 - (2) 動物実験等の施設及び設備
2. 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

第5 実験動物の飼養及び保管

第6 その他

1. 教育訓練等の実施
2. 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証
3. 情報公開

前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉及び動物の愛護はもちろん、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要であり、やむを得ない手段である。このため、研究機関等においては、これまでも大学等における動物実験について(昭和 62 年 5 月文部省学術国際局長通知)等に基づき、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の整備及びその適正な運用に努めてきたところであるが、今後も生命科学の進展、医療技術等の開発等に資するため、動物実験等が実施されていくものと考えられる。一方、平成 17 年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 68 号)が公布され、動物実験等に関する理念である「3R(Replacement(代替法の利用)、Reduction(必要最小数の数の利用)、Refinement(苦痛の軽減))」に関する規定のうち、代替法の利用及び必要最小数の数の利用に関する規定が新たに盛り込まれた。このような動物実験等を取り巻く環境の変化を受け、研究機関等においては、科学上の必要性のみならず、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護法」という。)及び実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和 55 年総理府告示第 6 号。以下「基準」という。)の規定も踏まえ、科学的観点と動物の愛護の観点を両立させつつ、動物実験等を適正に実施することがより一層重要となってきた。このような現状を踏まえ、動物実験等を適正に実施するために遵守すべき基本的事項を示す指針(以下「基本指針」という。)をここに定めることとした。これにより、各研究機関等における、適正な動物実験等の実施の推進を図ることとする。

第 1 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 実験動物

動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳(ほ)類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。

(3) 研究機関等

科学技術に関する試験、研究若しくは開発又は学術研究を行う機関であつて、次の各号に掲げるものをいう。

- ・大学
- ・大学共同利用機関法人
- ・高等専門学校
- ・文部科学省の施設等機関
- ・独立行政法人(文部科学省が所管するものに限る。)
- ・民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(文部科学省が所管するものに限る。)

(4) 研究機関等の長

次の各号に掲げる研究機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- ・大学……………学長
- ・大学共同利用機関法人……………機構長
- ・高等専門学校……………校長
- ・文部科学省の施設等機関……………所長
- ・独立行政法人……………理事長
- ・民法第34条の規定により設立された法人……………理事長

(5) 動物実験計画

動物実験等を実施するために事前に立案する計画をいう。

(6) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。

(7) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。

第2 研究機関等の長の責務

1. 研究機関等の長の責務

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、機関内規程(次項に規定するものをいう。)の策定その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じること。

2. 機関内規程の策定

研究機関等の長は、動物愛護法、基準その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。）の規定を踏まえ、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程（以下「機関内規程」という。）を策定すること。

3. 動物実験計画の承認

研究機関等の長は、動物実験責任者から提出された動物実験計画について、動物実験委員会の審査を経て承認を与え、又は与えないこと。

4. 動物実験計画の履行結果の把握

研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の履行結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を執ること。

第3 動物実験委員会

1. 動物実験委員会の設置

研究機関等の長は、動物実験委員会を設置すること。

2. 動物実験委員会の役割

動物実験委員会は、次に掲げる業務を行うこと。

- ・研究機関等の長の諮問を受け、動物実験責任者から提出された動物実験計画が基本指針及び機関内規程等に適合しているかどうかの審査を行い、審査結果を研究機関等の長に報告すること。
- ・動物実験計画の履行結果について、研究機関等の長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。

3. 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、研究機関等の長が任命した委員により構成すること。その構成は、動物実験等又は実験動物に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから任命することとし、その役割を全うするのに適切なものとなるよう配慮すること。

第4 動物実験等の実施

1. 科学的合理性の確保

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次

に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施すること。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項に配慮し、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

実験動物の選択

実験動物の選択に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。

苦痛の軽減

科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

2. 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮すること。

- ・物理的、化学的な材料又は病原体を取り扱う動物実験等、人や実験動物の安全や健康及び周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を行う際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者等の安全確保、健康保持に特段の注意を払うこと。
- ・飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を行うなどして、健康保持に配慮すること。
- ・遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に特段の注意を払うこと。

第 5 実験動物の飼養及び保管

実験動物の飼養及び保管は、基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

第 6 その他

1. 教育訓練等の実施

研究機関等の長は、動物実験実施者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者の資質向上を図るために必要な措置を講じること。

2. 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等において実施された動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を行うことに努めること。

3. 情報公開

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報(例:機関内規程や動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等)について、年 1 回程度公開をすること。この場合において、ホームページ、年報又は閲覧による公開など適切な手段により行うこと。

附則

この指針は、平成 18 年 月 日から適用する。

http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2006/06013102/002/001.htm (4/5)2006/06/02
16:38:55

ページの先頭へ [文部科学省ホームページのトップへ](#)

http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2006/06013102/002/001.htm (5/5)2006/06/02
16:38:55